

資料39

恵庭市まちづくり基本条例

検証報告書

(案)

平成30年9月3日

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会

目次

ページ

1~ 2

1. 検証にあたって

3~ 4

2. 重点項目の検証結果

【重点項目1】市民の協働によるまちづくりへの参画

5~ 7

【重点項目2】地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み

8~ 9

【重点項目3】職員の協働によるまちづくりの取組み

9~10

【重点項目4】議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

10

3. 検証結果の報告

11~13

4. その他 各委員からの意見

14~18

19~20

21

22

●参考資料

(1)恵庭市まちづくり基本条例

21

(2)恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱

22

(3)恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会委員名簿

23

(4)恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会の開催状況

1. 検証にあたって

恵庭市では、市民自治によるまちづくりの実現に向け、市民、議会、市長などの執行機関とその職員の役割や権利と責務を定め、「協働のまちづくり」を進めるための基本的事項をとりまとめた「恵庭市まちづくり基本条例」を制定し、平成26年1月1日から施行されました。

この基本条例は、「5年を超えない期間ごとに」社会情勢に適合しているものであるか検討を行うことを定めており、この検討を行うため、平成30年4月に市民と市職員で構成された「恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会」が設置され、基本条例に基づく協働のまちづくりがどのように進められてきたかを確認し、市の施策が基本条例の基本的な理念や精神に沿って執行されているか検証を行いました。

検証は、8回の会議を経て意見の取りまとめを行ったほか、基本条例に対する市民の認識や意見などを聴く意見交換会を開催した上でこの報告書を作成いたしました。

検証に当たっては、基本条例に沿って、市の施策が執行されているか、各部署において自己検証をし、検討委員会では、その内容を確認するとともに、条例が目指す「協働によるまちづくり」に特に重要と考えられる事項を重点項目とし、ヒアリングシートを作成して担当課を交えて活発な意見交換を行いました。

重点項目は、「協働によるまちづくり」を検証する観点から次の4項目を設定しました。（詳細：次ページ「重点項目一覧表」参照）

- 【重点項目1】 市民の協働によるまちづくりへの参画
- 【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み
- 【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み
- 【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

この検証報告書が、恵庭市の協働のまちづくりの推進に活用されることを委員一同願っております。

なお、委員から報告書として取りまとめた意見以外に出された意見は、各項目ごとに「その他の主な意見」として掲載した他、各委員が特に加えたい意見については、末尾に掲載しております。

平成30年9月3日

恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会
委員長 高橋 修

※ 重点項目一覧表

全体 テーマ	協働のまちづくりの更なる推進に向けて ～理念に留まらず実行へ移していくために、それぞれの役割において今後必要となることを考える。～		
-----------	--	--	--

[重点1] 市民の協働によるまちづくりへの参画（第2章 市民 関連）

項目	検証の視点	意見交換担当課	事前質問事項
市民の参画(参加)	市民の参画(参加)状況を行政評価マニュアルによる検証を踏まえ、今後さらに市民の参画を高めるための取組みを考える。	企画課	行政評価マニュアルについて
			具体例による市民参画(参加)状況について
			今後の取組みについて

[重点2] 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み（第5章 協働のまちづくり 関連）

項目	検証の視点①	意見交換担当課	事前質問事項
地域関係団体等による協働の取組み	地域で活動する市民、団体などの拠点となる「市民活動センター」の活動状況を検証し、今後さらに地域関係団体等がつながり、協働のまちづくりを進めるための取組みを考える。	市民活動推進課	市民活動センターについて
			具体例による市民活動センターの活動(活用)状況について
			今後の取組みについて
項目	検証の視点②	意見交換担当課	事前質問事項
地域関係団体等による協働の取組み	協働のまちづくりの重要な担い手である町内会などの地域コミュニティの活動状況を検証し、今後さらにコミュニティの形成や活動を推進するための取組みを考える。	市民活動推進課	コミュニティについて
			具体例による地域コミュニティの形成や活動に対する市の支援状況について(地域担当職員制度の内容を含めて)
			今後の取組みについて
項目	検証の視点③	意見交換担当課	事前質問事項
地域における安心・安全の取組み	相次ぐ自然災害が発生する昨今、これまで以上にコミュニティのつながりが重要となることから現在の防災体制の状況を確認し、地域における必要な取組みを考える。	基地・防災課	自主防災組織について
			具体的な各種連携状況について
			今後の取組みについて

[重点3] 職員の協働によるまちづくりの取組み（第4章 市長、執行機関及び職員 関連）

項目	検証の視点	意見交換担当課	事前質問事項
職員による協働の取組み	まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組みを考える。	職員課	職員の自己研鑽や職場研修について
			具体例による職場研修の効果について
			今後の取組みについて
			職員の協働によるまちづくりへの取組み(意識)について
			今後の取組みについて
			職員の地域コミュニティへの参画(参加)状況について
			今後の取組みについて

[重点4] 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み（第3章 議会及び議員 関連）

項目	検討内容	意見交換担当課	事前質問事項
議会・議員による協働の取組み	議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。	議会事務局	議員提案条例に基づく具体的な取組み及び効果について
			行政视察後に取り入れられた取組みについて
			今後の取組みについて

2. 重点項目の検証結果

【重点項目 1】 市民の協働によるまちづくりへの参画

視点① 市民の参加・参画の状況を、行政評価マニュアルによる検証を踏まえ、今後さらに市民参画が高まるための取組みを考える。

(1) 施策の現状

平成27年4月に策定された「行政評価マニュアル」は、恵庭市の行政評価システムを明らかにし、事務事業評価の手法を定めるとともに、まちづくりの市民参加について事業分類ごとに判定フローを作成し、事業実施に当たってどういった市民参加が必要なのかを明らかにしています。

まちづくり基本条例が施行された後に策定されたこのマニュアルに事業の実施に当たって行うべき市民参加の手法について分かりやすくフローで示したことは、市民参加を進める上で効果的で、市民協働を実現させることに有効であると認めるることができます。

また、市民参加調書によると43の全ての事業で市民参加を実践しており、中でも計画策定事業においては、都市計画などの専門性の高い特殊なものを除き、ホームページの活用やパブリックコメントの実施、市民委員会等での審議といったマニュアルに定められた手法が執られていました。

このように、行政評価マニュアルというツールを通じて、市の事務執行に条例の精神を反映させることができていると確認いたしました。

(2) 今後の取組み

今後は、各事務事業の取組みを取りまとめるに留まらず、良い取組み事例や市民参加の取組みが不足している事例の公表や改善に向けた方策を示すなど、より積極的に市民参加・参画が進むよう後押しすることが必要であると考えます。

行政評価については、まちづくり基本条例の素案を検討していた頃からP D C Aサイクルの実効性が課題とされ、特に評価結果を次の施策にどう反映するか工夫が必要とされておりましたが、今回の検証においても同様の意見が出されました。

行政事務には生産性や効率性といった視点になじまないものも多くありますが、評価結果の反映という視点は大変重要であることから、定量的な評価ができるような工夫を行うことや評価結果の反映について、一層取組みを進める必要があると考えます。

(3) その他の主な意見

- ・行政評価の仕組みが難しい。行政内部だけでなく、市民が理解できるような仕組みを考える必要がある。
- ・多くの市民に関心を持ってもらうために、公表や周知方法においては多様な手法を検討することが大切。（例えば、大型商業施設との連携）
- ・行政は分野が広いため、「何年後かにこんなまちになる」という方向性が見えづらい。

視点② 未来を担う子ども達の豊かな成長を願い、家庭や学校と地域が一体となった子育てを促進するための取組みを考える。

(1) 取組みの現状

未来を担う子ども達の豊かな成長を願い、教育現場はもちろんのこと地域住民や市民団体等を主体とした読書活動や通学合宿、農業体験、体力向上などの様々な活動が地域ぐるみで支えられ、取り組まれていることを確認しました。

(2) 今後の取組み

未来を担う子ども達が知・徳・体のバランスの取れた成長をとげ、高度情報化、国際化、価値観の多様化する社会をたくましく生きていく力を身に付けることができるよう、これまで行われている体験型事業の充実を図るとともに、家庭と学校、地域住民や市民団体等が更なる連携を深め、子ども達の豊かな学びを創造する地域の教育力の向上を図る必要があると考えます。

【重点項目2】 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み

視点① 地域で活動する市民、団体などの拠点となる「市民活動センター」の活動状況を検証し、今後さらに地域関係団体等がつながり、協働のまちづくりを進めるための取組みを考える。

(1) 施策の現状

平成29年度の市民活動センターは、会員数142団体個人（正会員86、賛助会員14、応援企業42）、役員11名（理事9、監事2）で、相談等2,980件、機器貸出し140件、印刷機利用509件、会議室貸出し863件の活動実績となっています。

このほか交流事業として「市民活動センターまつり つながるフェスタ」を開催し、平成29年度は300人を超える市民が参加し賑わいをみせています。

市民活動センターの設立から3年が経過し、会員数は当初の52団体個人から142団体個人に増加しており、市民活動の広がりを確認することができます。

また、平成30年4月からは、「アルファコート緑と語らいの広場 えにあす」に活動拠点を移し、施設の充実も図られています。

現在、市民活動支援拠点としての組織の安定や社会的信用の確立を目指して、NPO法人化に取り組んでおり、まちづくり基本条例制定後の取組みは年々進んでいくことを確認しました。

(2) 今後の取組み

現在、コーディネーター1名体制で市民活動団体から寄せられる様々な要望や問合せに対応しており、組織としての安定性やその基礎となる安定的な収入の確保などが課題となっています。

市民活動支援の本格的な取組みは始まったばかりですが、今後は、組織と収入の安定に向けた方策を講じることで一層の市民活動の充実、活発化に向けて取り組むことが必要です。当面の間、市民活動センターが自立して運営できるように、市がその活動をサポートしていくことが必要であると考えます。

(3) その他の主な意見

- ・市民がこれまで以上に相談しやすい窓口に配慮されたい。

視点② 協働のまちづくりの重要な担い手である町内会などの地域コミュニティの活動状況を検証し、今後さらにコミュニティの形成や活動を促進するための取組みを考える。

(1) 施策の現状

平成30年4月現在、市内には62の町内会・自治会が組織され、8つの小学校区を単位とした地区町内会連合会を組織しています。

町内会や自治会といった地域コミュニティでは、高齢者や子どもの見守り活動、地域防災活動といった地域の安全・安心活動に取り組んでおり、住みよい地域づくりを進めています。

一方、全国的な傾向と同様に多くの町内会等では、加入率の低下と役員のなり手不足の問題が顕在化しています。

市では、まちづくり基本条例制定後、平成28年度から、地域と行政をつなぎ、地域課題を共有するとともにその課題解決に向けた活動に参加する地域担当職員を3名配置しました。

地域コミュニティとの協働を目指す取組みとして評価できますが、地域担当職員はいずれも兼務発令で、通常業務との掛け持ちとなっていることから、その活動も町内会等からの相談に応えるという範囲に留まり、地域に深く関わっていくことはできない状況にあります。

(2) 今後の取組み

この制度もまちづくり基本条例制定後に始まったばかりですので、今後、地域担当職員の配置体制を検討するとともに、地域担当職員が地域とどう深く関わっていくか、また、加入率など町内会等が抱える問題の解決にどう取り組んでいくか活動の幅が広がることを期待します。

(3) その他の主な意見

- ・若手の担い手が増えることにより、町内会の役割も変わる。
- ・難しい課題も1か所で解決すれば、他へ波及し地域活動の活性化が図られる。

視点③ 相次ぐ自然災害が発生する昨今、これまで以上にコミュニティのつながりが重要なことから、現在の防災体制の状況を確認し、地域における必要な取組みを考える。

(1) 施策の現状

自助、共助、公助は、防災以外でも用いられる言葉ですが、特に防災や災害対応においては重要とされております。

中でも、地域コミュニティで災害発生時に力を合わせ、自助では乗り切ることができず、かつ公助が及ばない細かい範囲まで助け合う「共助」が大変重要であると言われています。

この「共助」を担う自主防災組織の設立がどう推移しているか検証を行いました。

市内では39の自主防災組織が設立されており、62町内会等のうち世帯数割合で83パーセントの組織率となっています。

組織率の全道平均は56.2パーセント、全国平均は82.7パーセントとなっていることから、市内の組織率は全道平均を上回り、全国平均並みに組織化が進んでいると考えられます。

(2) 今後の取組み

今後さらに、防災のための資機材の整備の補助を行う自主防災組織等活動支援助成事業の実施や防災学習会等による支援を行うことにより、組織率を高め、防災活動の活発化に取組みを進める必要があります。

自主防災活動を通じて地域のつながりや結びつきが強まり、地域コミュニティの維持や深化につながることが期待されます。

防災において一番重要なのは情報の伝達であり、地域での自発的な取組みを尊重しつつ、行政が効果的に関わっていく必要があると考えます。

(3) その他主な意見

- ・防災は初期段階から軽く考えずに対応していくことが大切であり、庁内全体で取り組む体制が必要。

【重点項目3】 職員の協働によるまちづくりの取組み

視点：まちづくりに対する職員の職務遂行の姿勢や自らの参加状況を検証し、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進するための職員に求められる取組みを考える。

(1) 職員研修

まちづくりの主役は市民ですが、行政の実務を担う市職員に協働の意識がなければ協働のまちづくりは進みません。職員がまちづくりに関する知識や能力を十分に発揮することが協働のまちづくりには重要です。

このため、最初に職員の自己研鑽や職場研修の状況について確認をしました。

市の職員研修については、毎年度職員研修計画を策定し、階層別基本研修として行う新任能力形成研修、委託研修として行う専門スキル研修、複雑・多様化する行政ニーズに応えることができる職員を育てるための特別研修など、職場外研修(Off-JT) のほか、各職場で管理職員の指導の下実施する職場内研修(OJT) を推進しています。

年々多くの研修メニューが用意され、職員研修が充実されていることを確認することができました。勤務時間の制約などはありますが、研修で身に付けた知識などを職場に持ち帰り横展開する取組みが進むことを期待します。

(2) 地域活動

次に職員のボランティアなど地域活動の状況について確認をしました。

市には職員のボランティア団体「シボラ」があり、「きれいなまちづくりキャンペーン」や「高齢者宅などの除雪ボランティア」、といった活動や青年会議所などの市民団体が主催する事業への支援など数多くの活動を行っています。

中でも、毎年「ごみゼロの日」である5月30日に、シボラを中心となって市内の学校や企業・団体に呼びかけ実施している「ごみゼロクリーンウォーキング」には、5,000人を超える市民が参加しており、活動の輪が広がりを見せています。

また、職員の地域活動を進めるため、人事評価の項目に地域貢献を加えており、自らも市民として地域活動に取り組む方策を講じています。

(3) めざす職員像

職員は、更に自己研鑽に努め、地域活動にも積極的に参加し、基本条例に規定さ

れているように「まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に發揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加する」職員となっていくよう期待しています。

(4) その他主な意見

- ・職員の育成（研修）は、従来から引き継ぐ基本的な内容を活かしながら、その時代に対応した新たな課題に対する内容を加味することが大切。
- ・業務改善の取組みは、発表会などで事例を共有・波及させることが重要。
- ・市民にとって「時間」は大切、「待ち時間」「処理時間」はサービス向上の具体的な指標となる。
- ・自己研鑽のため自学自習を行う職員に対しては、その努力を汲み取る仕組みや休暇制度などがあると、個々の職員にモチベーションの向上につながる。
- ・新規採用職員研修において、まちづくり基本条例を学ぶ研修が実施されていることは大切なことである。

【重点項目4】 議会・議員の協働によるまちづくりの取組み

視点：議会・議員の調査研究や政策形成に関する取組みを検証し、基本条例による影響を考える。

(1) 政策形成活動の現状

議会の政策形成活動として代表的なものは議員提案による条例制定ですが、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間において、道内の市町村で議員提案により新規制定された条例は僅か6件^{*1}です。

この6件のうちの1つが「恵庭市スポーツ振興まちづくり条例」で、市内のスポーツ振興を進める条例となっています。

市では、この条例の制定を踏まえ、従前の「スポーツ振興計画」を見直し、新たに平成28年度から10か年の「運動・スポーツ推進計画」を策定し、議員全員が加入する恵庭市議会スポーツ議員連盟と共にスポーツの推進に取り組んでいます。

また、平成29年4月1日から施行された「恵庭産のビール等による乾杯を推進する条例」も議員提案による条例で、他市町村と比べて恵庭市議会は政策形成活動が活発であることが確認できます。

今後、この条例の目的に資する取組みを市としてどのように進めていくかが課題となっております。

(2) 議会改革

まちづくり基本条例の素案の検討を行っていた頃、当時の議会改革検討協議会の主催により、当時の市民委員会の委員と全議員が意見交換を行うといった取組みが行われました。

その議会改革検討協議会は、現在は議会改革推進協議会となり、議会議論を深めるための会議日程の見直しや総括質問の代表質問への変更、本会議や委員会を傍聴する市民に配布する資料の充実などの議会改革を進めています。

また、議会報のカラー印刷化や本会議のインターネット中継、SNSによる情報発信など市民に対する議会活動の情報発信に取り組む姿勢も確認することができます。

まちづくり基本条例に規定する議会の役割と責務や議員の責務に心を配り、二元代表制の一翼を担う住民の代表として市の発展に尽力されることを期待します。

*1：総務省「地方自治月報 第58号」より

(3) その他主な意見

- ・法では規制されていない地域の問題など、市民生活に対しての議員提案条例にも期待したい。

3. 検証結果の報告

市民検討委員会では、重点項目を中心にまちづくり基本条例が市の施策にどのように反映してきたかを検証いたしました。

重点項目の検証のとおり、多くの項目で今後も引き続き努力を積み重ねる必要がありますが、条例の精神が市の施策や職員の意識、議会活動などに一定以上浸透していると評価しました。

このような現状認識に立って、現行の基本条例の内容を見直すべき情勢の変化もないと判断いたしました。

まちづくり基本条例による市のまちづくりは5年前に始まり、条例制定時には機運も高まりましたが、今後も末永くこの条例の精神が、普遍的に市のまちづくりに取り入れられ、施策の隅々にまで浸透していくことを期待し、検証結果の報告とします。

4. その他 各委員からの意見

●泉谷清委員の意見

1 【重点項目 2、視点①】に対しての意見

市民活動センターは、特定非営利活動団体の認証に向け、ヒト、モノ、カネ、ジョウホウと大きな課題がありますが、目に見えないソフト面に、市民活動にとって地道な活動を求められています。

一つ目は、本来の「市民活動センター」の役割と機能を果たすビジョンを示し、施設の貸出し業務等は、委託事業(指定管理)として分担を定め、市民活動のコーディネートとの兼務を避けた方がベターと考えます。

二つ目は、市民活動団体等のネットワークづくりとセンターの役割を部会毎に構築し、主体的、かつ、自主的に活動できる組織づくりをすることで、活動団体の活性化並びに地域の活性化に繋がって、本来の活動が「まち中に拡大」していくコトを期待できます。

2 【重点項目 2、視点②】に対しての意見

町内会・自治会が、まちづくりチャレンジ事業(10万円)に挑戦することを大いに期待し、居住している地域の課題を住民が参加(参画)し、掘り起こしつひとつ解決して、その成果が町内会・自治会活動に生かされると「協働のまちづくりと地域担当制」とが、上手く機能していくと考えております。

このことが地域担当職員制の本来の目的であり、この過程を踏んで「地区連合町内会単位」に、地域の課題解決に予算をつけ、自治体内分権で「協働のまちづくりの姿」が確立する可能性が生まれること間違いありません。

3 【重点項目 3】に対しての意見

各部門で行なった「協働のまちづくり」の事例を検討して、市民との協働のまちづくりの楽しさを感動体験することが、一番の職場訓練だと確信しております。

振返って、正しく協働のまちづくりを提唱し実施している「まちづくりチャレンジ協働事業」をテーマとして、各課から一点も出されなかつたことは残念でなりません。

今年度は、19件の事業が進められていますので、今後、各課と市民団体等、そして検討委員の三者で意見交換をすることで、協働のまちづくりの姿が浮き彫りになって、職員訓練と共に地域担当職員制の目的が理解できるコトを期待したいものです。

是非とも、モデルとして職員訓練で使うことを希望します。委員も参加できれば

幸いです。

4 【私見のまとめ】

今後の「まちづくり基本条例」が、具体的な意見交換によって、各論で理解を深め、中身のある活動が「市民の理解と協働体験」によって、実を結ぶことになると確信しております。

○高橋修委員の意見

1 市民の能動性な取組み

市の担当課から説明を受け、また意見交換会に参加して、各団体の方から様々な活動を聞き、まちづくりに能動的に取り組んでいる市民が多くいることを知りました。

今回の市民検討委員会に参加して、協働によるまちづくりは、「役割分担」と「協力」、私たち市民がその役割を果たして能動的に取り組み、市の職員や議会議員とともに進めることが重要と改めて感じました。

2 委員会のメンバー構成

委員は、公募委員、制定時の委員及び市職員で構成されていましたが、今後、委員会を構成する際には工夫が必要を感じました。

公募に対する応募が少なく、また就業している現役世代の参加も少ないとから、幅広い意見の集約が難しく、意見の偏りが大きいのではないかという心配がありました。

委員会の委員を幅広く構成するためには、会議の開催をウイークデイの夕刻19時からとすることや土日に開催することも検討する必要があるのではないかでしょうか。また、少額でも報酬を給付することも考えたらどうでしょうか。

今後の委員会の運営の参考にしていただきたいと思います。

○和田光雄委員の意見

1 【重点項目 1 (2)】についての考え方

定量的な評価ができるような工夫を行うとの記載について、行政事務のハード部門では定量で十分に評価している。一方、ソフト部門では定量で示すことが経験から大変、困難で、悩んだ経緯があり、今においても、解決できなくて、職員に求めることはできません。

2 【重点項目 2 視点① (2)】についての考え方

組織と収入の安定に向けた方策を講じることで一層の市民活動の充実との記載について、提供された資料（no15）及び職員からの説明でも、市民活動センター組織（コーディネーター1名）が全く、把握できません。今後、NPO法人に移行して、組織と収入の安定が図れるか私には全く、わかりません。特に、収入についてです。また、市のサポートについて、自分のイメージさへも浮かばず、（2）今後の取組みについてはコメントできません。

3 【重点項目 2 視点② (2)】についての考え方

現体制での地域担当職員（兼務であるから過剰）が地域課題を解決するのは難しいと考え、職員（30代、2年、転職、向上心ある）を配置し、最低1課題（役員の成り手、組織率、若年者の活用等）の解決を図る。できなければ、その手法はやめる。

4 【重点項目 2 視点③ (3)】についての考え方

防災無線が雨及び風により聞きづらいと聞いており、他市町村では災害経験から「防災ラジオ及び災害情報受信」をリースし、防災対応していることからこれらのツールを活用する。

5 【重点項目 3 (3)】についての考え方

市職員の働き方 (Working style)

常日頃、職員の業務は市民を対象にすることから、協働で成り立っている。そこで、業務を取組む前には、必ず、「成果及び効果」を具体的にイメージし、事業計画(Input)を立て、目的達成の戦略(Strategy)を練り、実施後、「成果及び効果」を検証(Output & Income)するスタイルで職務を行う。

※成果は量的（数値化できる。人口等）及び効果は質的（数値化できない。コミュニケーション能力等）なもの。

○恵庭市まちづくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 市民（第5条・第6条）
- 第3章 議会及び議員（第7条・第8条）
- 第4章 市長、執行機関及び職員（第9条－第11条）
- 第5章 協働のまちづくり（第12条－第16条）
- 第6章 情報の共有（第17条－第20条）
- 第7章 行政運営（第21条－第28条）
- 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第29条）
- 第9章 条例の見直し（第30条）

附則

私たちは、澄んだ空気・きれいな水・美しい緑・広がる田園風景・豊かな食資源、そして交通の利便性、きめ細かな子育て支援・行き届いた読書環境・活発な文化やスポーツ活動など「恵まれた庭」の住みよい環境の中で、「ふるさとに誇りを持つ子どもたちを健やかに育てたい」「誰もが健康で安心して暮らしたい」「仲間がいて生きがいのある暮らしをしたい」と願っています。

そのためには、市民と市民がつながり、市民と行政がつながり、それぞれが果たすべき役割と責任を理解して、市民の手で花のまちを創ったように、自分のできることから積極的に取り組む活動を続けることが必要です。

私たちは、恵庭市民憲章の精神のもと、「花・水・緑　人が支え合う　生活都市　えにわ」が持続的に発展するよう、ここに恵庭市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、恵庭市のまちづくりにおける市民、議会、市長をはじめとする執行機関とその職員の役割、権利及び責務を明らかにし、協働のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民　市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や団体又は個人をいいます。
- (2) 市　市長及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）をいいます。
- (3) まちづくり　施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体となつた子育てなど、市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動をいいます。
- (4) 協働　市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人が、それぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。
- (5) 参画　参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。
- (6) コミュニティ　町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりを

いいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本であり、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。

(まちづくりの基本原則)

第4条 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。

2 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。

3 まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。

(市民の役割)

第6条 市民は、互いに尊重し合い、協力してまちづくりに参加するよう努めるものとします。

第3章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第7条 議会は、市の重要な意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担います。

2 議会は、まちづくりの課題について調査研究を進め、政策形成及び立案機能の充実強化に努めなければなりません。

3 議会は、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映するよう努めるものとします。

(議員の責務)

第8条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、政策形成能力の研さんと努力、議会の意思決定に当たっては、議員としての倫理観と使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければなりません。

第4章 市長、執行機関及び職員

(市長の責務)

第9条 市長は、本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。

2 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合意形成に努め、すべての市民のために市政を運営します。

3 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。

4 市長は、職員を指導監督し、行政課題に対処できる優れた人材の育成に努めるとともに、相互に連携できる効率的で効果的な組織運営を行わなければなりません。

(執行機関の責務)

第10条 執行機関は、その職務権限に基づき、自らの責任において所管する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければなりません。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、

その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。

- 3 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。

第5章 協働のまちづくり

(市民参加の推進)

- 第12条 市は、まちづくりへの市民参加を推進し、市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めなければなりません。

(協働のまちづくり)

- 第13条 まちづくりは、市民、議会及び市がそれぞれの責任と主体性によって、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行います。

- 2 市民、議会及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづくりを進めます。

- 3 市民、議会及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。

(コミュニティ)

- 第14条 市民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

- 2 市民、議会及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。

- 3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成及び活動を積極的に支援するものとします。

- 4 市は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティとの協働を進めなければなりません。

(市民意見の公募)

- 第15条 市は、市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定に当たっては、公聴会、市民説明会、パブリックコメントなど適切な意見公募の方法によって、事前に市民の意見を求めるものとします。

- 2 市は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する考え方を公表するものとします。

(住民投票)

- 第16条 市長は、市政に関する重要な事項について住民の意思を直接確認するため、住民投票の実施に関する条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。

- 2 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を市長に請求することができます。

- 3 議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第6章 情報の共有

(情報の共有)

- 第17条 市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します。

- 2 市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供します。

(説明責任)

- 第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく説明しなければなりません。

(情報公開)

- 第19条 議会及び市は、市民の市政に対する知る権利を保障するため、公文書の公開その他の情報公開を行います。

(個人情報の保護)

- 第20条 議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。

第7章 行政運営 (総合計画)

第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。

- 2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。
- 3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。
- 4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進行状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
- 5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。

(行政評価)

第22条 市は、効率的かつ効果的に事務を執行するため、行政評価を実施します。

- 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映させなければなりません。

(財政運営)

第23条 市は、財政の状況を的確に把握し、中長期的な見通しに立った健全な財政運営に努めなければなりません。

- 2 市長は、予算編成に当たっては、総合計画との整合性を確保し、行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければなりません。
- 3 市長は、予算及び決算並びに財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(組織運営)

第24条 市は、社会環境の変化や市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の編成に努めなければなりません。

- 2 市の組織は、相互に連携を緊密にし、迅速かつ柔軟に業務を遂行しなければなりません。

(行政手続)

第25条 市は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正を確保し、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。

(出資団体等)

第26条 市は、市が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資団体等」といいます。）に関する出資、補助及び職員派遣の状況を公表しなければなりません。

- 2 市は、出資団体等及び指定管理者が行う市に関連する業務について、業務の目的が達成されているか検証するとともに、必要な指導及び助言を行います。

(審議会等)

第27条 市は、まちづくりへの市民参加を進めるため、審議会などの附属機関及びこれに類する協議会等の組織（以下「審議会等」といいます。）に公募の委員を加えるよう努めるとともに、男女の比率、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広く市民が参画できるよう配慮しなければなりません。

- 2 市は、審議会等が有効に機能するよう効率的で効果的な運営に努めるとともに、必要に応じて設置目的や役割などあり方の検討を行わなければなりません。

(安全で安心なまちづくり)

第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災

や防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ります。

2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

第8章 国、北海道及び他の市町村との連携

(国、北海道及び他の市町村との連携)

第29条 市は、国及び北海道と相互に協力し、連携してまちづくりを進めます。

2 市は、他の市町村と連携及び協力の関係を作り、共通する課題の解決を図ります。

第9章 条例の見直し

(条例の見直し)

第30条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。

2 市は、前項の検討及び見直しを行うに当たっては、市民が参画する委員会を設置し、市民の意見を聴かなければなりません。

3 市は、第1項の検討及び見直しの結果を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成25年規則第32号で平成26年1月1日から施行)

○恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 恵庭市まちづくり基本条例（平成25年条例第30号。以下「基本条例」という。）

第30条第2項の規定に基づき、基本条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うため、恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、社会情勢の変化等を勘案し、基本条例の適合状況等について幅広い視点から検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 委員会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 基本条例制定時において選任された公募市民
- (3) 公募市民（市外からの通勤者及び通学者を含む。）
- (4) 恵庭市職員

2 前項第1号の学識経験者は、専門委員（恵庭市企画専門委員設置規則（昭和59年規則第1号）に規定する専門委員をいう。）の中から委嘱するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から検討の結果を市長に報告した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理し、会議を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長が必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を

聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開するものとする。ただし、委員長が会議に諮り決定した場合は、一部非公開とすることができます。

(会議録の作成及び公表)

第8条 委員会は、会議終了後速やかに公開した会議の会議録を作成し、会議の資料とともに公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から実施する。

○恵庭市まちづくり条例市民検討委員会名簿

	氏 名	区 分	備 考
1	いずみや きよし 泉 谷 清	制定時公募委員	
2	おけの 桶 野 あゆみ	市 職 員	
3	たかはし おさむ 高 橋 修	制定時公募委員	委員長
4	ひろなか おさむ 広 中 敦	市 職 員	副委員長
5	まつお しげあき 松 尾 重 喜	制定時公募委員	
6	やまぐち ひろみ 山 口 裕 美	制定時公募委員	
7	やまもと なつみ 山 本 菜都未	新規公募委員	
8	ゆきした あきら 雪 下 章	制定時公募委員	
9	わだ みつお 和 田 光 雄	新規公募委員	
10	よこやま じゅんいち 横 山 純 一	企画専門委員 (学識経験者)	アドバイザー
11	よしおか ゆいか 吉 岡 結 香	市 職 員	

○恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会の開催状況

回	開催日	概要
第1回	4月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、委員長・副委員長の選任 ・基本条例の内容説明（制定の経緯・概要説明） ・検討の進め方の説明
第2回	5月16日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく主な取組み状況の確認～後半の重点検討に向けた整理（前文、1～20条関係）
第3回	5月30日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく主な取組み状況の確認～後半の重点検討に向けた整理（21～30条関係）
第4回	6月20日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について検討 ・重点検討項目の決定（提案の集約）
第5回	7月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・重点項目検討「担当課」との協議（意見交換） <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の協働によるまちづくりへの参画 2. 地域関係団体の協働によるまちづくりの取組み
第6回	7月25日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・重点項目検討「担当課」との協議（意見交換） <ol style="list-style-type: none"> 3. 職員の協働によるまちづくりの取組み 4. 議会・議員の協働によるまちづくりの取組
第7回	8月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・検証のまとめについて
一	8月16日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・「恵庭市まちづくり基本条例」に基づく協働のまちづくり意見交換会～まちづくり基本条例施行から5年を迎えて～
第8回	8月22日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・検証報告書（案）について
一	9月3日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・検証報告書の提出

※会議録（要旨）及び会議資料は恵庭市ホームページにて公表しています。